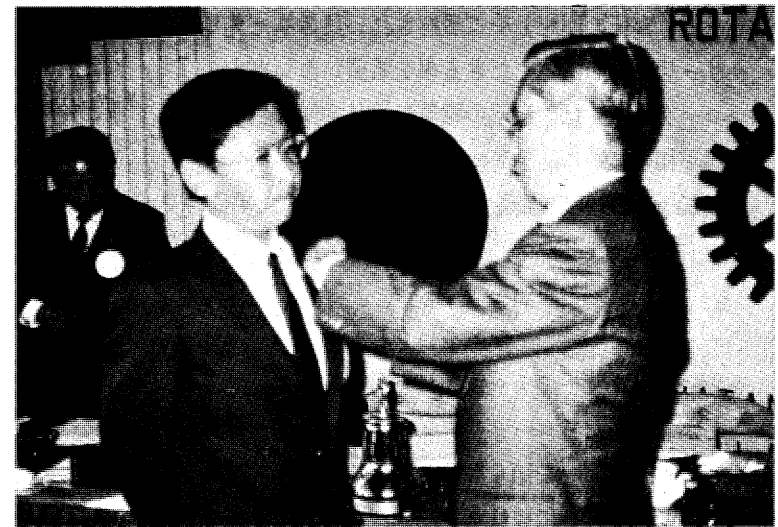


ようこそ
ロータリーへ

1990～1991年度国際ロータリー
第278地区ロータリー情報委員会

新会員用
ロータリー副読本

ようこそロータリーへ



新会員にバッジをつける古館ガバナー

1990～1991年度国際ロータリー
第278地区ロータリー情報委員会

ようこそロータリーへ

1990～1991年度
国際ロータリー第278地区
ガバナー 古館 誠

このたびは、ロータリー・クラブにご入会おめでとうございます。
私たちは心から歓迎いたしますと共に、皆さんが一日も早くロータリーの「奉仕の理想」をご理解され、良きロータリアンとしてロータリー活動にご協力くださる事を希望いたします。

ロータリアンは、自己の職業を通じ地域社会を明るくすると共に世界平和のために活動をつづけております。

1990～1991年度国際ロータリー会長パウロ V.C. コスタ氏は

「ロータリーを高めよ
思いをつくし
熱意をつくし」

を国際ロータリーのテーマとして掲げました。

しかし、私たちロータリアンが、ロータリーを高めるためには、まづ、ロータリーを知らなければなりません。ロータリーを知るとロータリーが好きになります。ロータリーを好きになって、初めてロータリーをエンジョイすることができます。

親睦から友情が生まれ、友情から善意が芽生え、善意が奉仕に発展して行くからであります。

皆さん、初めにロータリーを勉強し、そして奉仕することの喜びを味わいましょう。

目 次

1. ロータリーの目的 (ロータリー精神).....	1頁
2. ロータリーの綱領.....	1頁
3. ロータリーの誕生とその成長.....	1頁
4. 日本のロータリー.....	2頁
5. 278地区のロータリー.....	3頁
6. ロータリーの組織と機構.....	4頁
7. クラブの運営.....	6頁
8. 会員の身分(種類).....	10頁
9. 出席.....	10頁
10. ロータリーの会合.....	11頁
11. ロータリーの行事.....	12頁
12. ロータリーの文献.....	13頁
13. ロータリーの標語.....	13頁
14. ロータリー用語.....	15頁

1 □ **ロータリーの目的**
他人に対する思いやりの心、他人のためにつくす心（ロータリー精神）を、まず家庭、職場からはじめて地域社会へ、そして全世界にわたって奨励し、助長し、拡大する事を目的とします。これをロータリーでは奉仕の理想と言います。

2 □ **ロータリーの綱領 (Object of Rotary)**
ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。
第1 奉仕の機会として知りあいを広めること；
第2 事業及び専門職務の道徳的水準を高めること；
あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；
第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；
第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携る人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

3 □ **ロータリーの誕生とその成長**
1905年（明治38年）、その頃のアメリカでは経済恐慌なども

あって、人心は荒れずさんでいました。これを憂えたシカゴの青年弁護士ポール P. ハリスは3人の友人と語って、一業一会員制の新しいクラブをつくり、心の友を得る計画を立てました。そしてその年の2月23日第1回の会合を開きました。これがロータリーの誕生であります。そして会員が持ち廻りで、順番に、各自の事務所で会合を開くことから「ロータリー」という名称になりました。

初期には会員の親睦、相互扶助の色彩が濃いものでありました。しかし誕生後間もなく、対社会的奉仕の必要性が論ぜられました。ポール P. ハリスはこれを「ルネッサンスの足音」と表現しております。そしてロータリーの奉仕哲学は徐々に確立されました。1908年に2番目のクラブとしてサンフランシスコ R.C. が誕生し、1910年にはアメリカ国内に16 R.C. を数える様になりました。1922年国際ロータリー(R.I.)の誕生へと発展しました。その後東欧圏にも拡大され、1990年(平成2年)11月現在172ヶ国、484地区が存在し、クラブの総数は25,198を数え、会員数は1,108,991名に達しています。

4 日本のロータリー

1920年(大正9年)10月20日、当時三井合名会社の参与であった米山梅吉氏が東京 R.C. を設立し、1921年4月1日にNo.855のクラブとして R.I. から承認されました。これが日本におけるロータリーの誕生です。次いで大阪(1923年)、神戸(1925年)、京都(1925年)、横浜(1927年)などに R.C. が設立され1940年(昭和15年)には全国で48クラブ、約2,000名の会員にまで成長しました。

しかし第二次世界大戦に向う世界状況悪化のため、昭和15年9月遂に R.I. から日本のロータリーは脱退せざるを得なくなりました。

そして昭和20年世界大戦も終了し、平和の回復と共に、1949年(昭和24年)3月、9年振りに R.I. に復帰しました。その後日本のロータリーの発展は目覚しく、平成2年11月現在、30地区、クラブ数1,924、会員数115,256名となりました。

5 2 78地区のロータリー

1927年(昭和2年)横浜 R.C. が誕生しました(無地区)。終戦後1949年(昭和24年)横浜 R.C. が R.I. 60地区のクラブとして復帰しました。続いて1951年(昭和26年)川崎 R.C. 横須賀 R.C. 1954年(昭和29年)藤沢 R.C. 小田原 R.C. 1955年(昭和30年)横浜東 R.C. がそれぞれ60地区のクラブとして創立されました。日本のロータリーの拡大につれ地区は60地区から順次62地区、355地区、358地区、359地区と変わり、次いで現在の259地区となりました。359地区の前半は神奈川県、静岡県、山梨県、の3県でしたが1974年(昭和49年)神奈川県、1県1地区で359地区となり、1977年259地区となりました。

1989年(平成元年)3月末の259地区の現況は99 R.C. で会員数は5,719名でありましたが、分割の協議がなされ1989年(平成元年)7月1日、神奈川県1地区は2分割され259地区と278地区となります。

259地区 (横浜市、川崎市)

278地区 (横浜市、川崎市を除く神奈川県全部)

278地区は平成2年11月現在、クラブ数59クラブ、会員数3,327名であります。

1991年7月1日以降、地区番号は「2780」となります。

6 □

ロータリーの組織と機構

1. 国際ロータリー (R.I.)

ロータリーとはひとくちで言えば、世界最初の奉仕クラブ組織です。説明の仕方はいろいろありますが組織として見たロータリーは、ロータリー・クラブの連合体です。

世界各地のロータリー・クラブが集まっている連合体は国際ロータリー (R.I.) と呼ばれます。そして、ロータリアンは、各ロータリークラブの会員個人の事です。国際ロータリーの会員と言え、あくまでもロータリークラブを指しロータリアン個人でない事をご留意下さい。ロータリーとは「人道的な奉仕を行い、あらゆる業務において高度の道徳的水準を高めることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与する事を目指した事業と専門職務に携る人が世界的に結びあった団体である」と正式に定義されています。

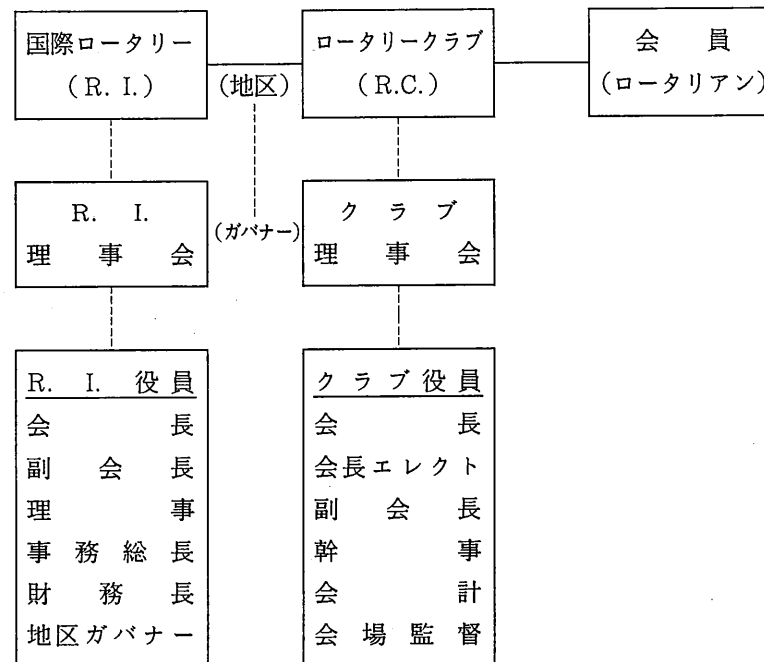
国際ロータリーの中央事務局は、米国イリノイ州エバンストンにあります。

2. ロータリークラブ (R.C.)

ロータリー・クラブとは「奉仕の理想を各人の個人生活、事業生活および社会生活実践の基盤とすることに同意した、事業と専門職務に携る人によって出来たクラブ」と定義されています。

3. ロータリーの組織図

国際ロータリー、ロータリークラブ、ロータリアンの関係および機構を図示すると次頁の様になります。



年1回の国際大会で、会長、理事その他の役員が選ばれ統轄運営に当たります。大会は国際ロータリー (R.I.) の立法機関として規約や方針を決めます。個々のクラブは地域的にまとめられた地区に属し、地区内から推挙指名されたガバナー・ノミニーが国際大会でガバナーに選ばれます。ガバナーは地区内の管理、運営に当たります。

会員は、クラブ地域およびその周辺の地域で事業の責任ある地位と自由な裁量権をもつ職業人の中から、一業務一人に限り選ばれ、週1回クラブ例会に出席しなければなりません。

又クラブ会長その他役員を選びますが、会員もいずれかの委員会の委員として仕事を受け持ちます。これはみんなの力でクラブを運営すると言うロータリーの精神に基づくものであります。

7 クラブの運営

クラブの運営はすべてクラブの定款、細則に従って行われます。

1. クラブ定款は標準クラブ定款（ロータリー用語12参照）を使用します。
2. クラブ細則は一般的に推奨クラブ細則（ロータリー用語13参照）に準じて定められます。
3. **理事会・理事**は毎年クラブの定時総会で選挙されます。
4. **委員会**の構成。

常任委員会	小委員会（推奨されている）
クラブ奉仕	出席、クラブ会報、親睦活動、雑誌、会員選考、 会員増強、プログラム、広報、職業分類、ロータリー情報
職業奉仕	就職相談、職業指導、職業情報、職業活動表彰
社会奉仕	環境保全、都市農村親睦、高齢者、インターアクト、心身障害者、社会安全、青少年、ロータリーアクト
国際奉仕	国際青少年計画、世界社会奉仕、ロータリー財団、青少年交換

5. 各委員会の任務

a. クラブ奉仕委員会

クラブの運営をして行くために重要な委員会です。

小委員会の任務は次の通りです。

出席委員会	毎週の例会、又はロータリーのあらゆる会合の出席を督励し、管理し、報告します。
クラブ会報委員会	毎週の例会時に配布する「クラブ会報」を発行します。
親睦活動委員会	会員及び家族間の親睦と友好を推進します。
雑誌委員会	ロータリーの友、ザ・ロータリアンへの関心を喚起します。
会員選考委員会	会員に推せんされた候補者を検討して、ロータリアンとしての適格性を周到に調査します。
会員増強委員会	職業分類表を検討して、未充填の職業分類に対して積極的に適当な人物を理事会に推せんする様要請し、増強を図ります。
プログラム委員会	クラブ例会、その他の各会合のプログラムの準備とその手配をします。
広報委員会	一般社会にロータリーの情報を提供し、適正な広報を行います。
職業分類委員会	地域社会の状況に密着した職業分類に関する調査を行いその充填に常に関心をはらいます。
ロータリー情報委員会	会員特に新会員にロータリーに関する教育を行い、一般会員にも新しい情報を絶えず提供します。

b. 職業奉仕委員会

ロータリーではすべてのロータリアンが、その職場で奉仕の理想の模範を示し、奉仕の理想を他の人々に分ちあうよう勧める事を目的としています。言い換えればロータリアンは各自の職業の場でロータリーの高い理想を実践するよう勧められているわけであります。

従ってロータリアンに対し、其の日常の行動について

「四ツのテスト」 言行はこれに照らしてから。

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか

の使用を励行し倫理的な事業及び専門職務、また建設的な雇い主一従業員の関係を進捗するよう奨められています。

1988年 R.I. 理事は職業奉仕の新方針を打ち出しました。それは従来個人的な色彩の強かった考え方と並行して、社会のいろいろな問題や必要に対し各自の職業能力による寄与を加えました。そして職業奉仕は、ロータリークラブ及び会員の両方の責任といたしました。『クラブ』の役割は、クラブ自体の活動に適用し、模範を示し、そして会員がそれぞれの職業能力をもって寄与、援助できるプロジェクトを開発することにより、ロータリーの綱領を常時実証すべく推進、奨励することであります。また『各会員』の役割は、ロータリーの基本方針にしたがい、それぞれの事業、専門職務においてそれを実践し、クラブの開発したプロジェクトに応え、協力することであります。この新方針に伴い就職相談・職業指導・職業情報・職業活動表彰などの小委員会が推奨されています。

また1989年1月シンガポールで行われた規定審議会（ロータ

リー用語55参照）で職業宣言（ロータリー用語56参照）が決議されました。新方針についてはロータリーの友1989年2月号24～28頁の『新しい時代の新しい職業奉仕観とは』を参考にしてください。

c. 社会奉仕委員会

ロータリーを時計に例えれば、社会奉仕はゼンマイに当たります。クラブの大小を問わず、すべての国、すべてのロータリー・クラブが、社会奉仕活動を行っています。クラブ会員は、まず地元社会が何を必要としているかを探り求め、それに応えるために行動を起します。個人としても団体としても次のような社会事業に参加するよう奨励されています。市民の福祉、環境保全、社会安全問題、障害者、青少年、インターアクト、ロータリーアクト、高齢者と協力したりする事です。

d. 国際奉仕委員会

世界平和のためになくはならぬものとして、国際関係の理解を推進し、あらゆる国に対する理性ある善意を推進します。諸活動の中心は、海外での勉強と、文化交流、特別月間や国際的催しの実施、国際会合、世界社会奉仕、それに奨学金、ポリオ・プラス、及び保健、飢餓追放、人間尊重（3H）プログラムを含む財団の世界的プロジェクトに置かれています。

e. 青少年に対する諸活動

青少年に対する奉仕は各委員会にまたがっております。各常任委員会の小委員会に推奨されている青少年関係の小委員会を列記致しますと次の通りであります。

1. 青少年、インターアクト、ロータリーアクト（社会奉仕）
 2. 国際青少年計画、青少年交換（国際奉仕）
- 又地区単位で行う活動で各クラブが参加するものにロータリー青少年指導者養成セミナー（RYLA）（ロータリー用語52参照）

があります。

青少年に対する奉仕の重要性に鑑み、関連各小委員会に助言を与える為青少年奉仕委員会を設けているクラブもあります。

8 会員の身分（種類）

会員として選挙される者は善良なる成人男子であって職業上良い世評を受けている事が必要であります。1989年1月の規定審議会で男子の文字を除く事が採択されました。

会員の種類は次の4種類であります。

- 1 正会員（アディショナル正会員を含む）
- 2 シニア・アクティブ会員
- 3 パスト・サービス会員
- 4 名誉会員

（ロータリー用語14～18参照）

9 出席

ロータリーでは名種会合での出席が義務づけられていますが、特に例会出席が重視されています。

ロータリアンがクラブ例会に出席する事が奨励され、その出席をよくする事は、奉仕の精神を活かす機会をより多くもつたためのものであって、よいロータリアンは出席率も高く、よいロータリー・クラブもその出席率が高いものであります。

- 1 メーク・アップ（出席の補填）

所属するクラブの例会に欠席した時は、他のクラブの例会に出席し、メーク・アップする事により出席の補填が出来

ます。

2 出席規定適用の免除

a. 長期にわたる健康不良／傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実的に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。この場合、この人の欠席は、クラブの出席記録に算入されないものとする。ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。

b. シニア・アクティブ会員の場合。

i. 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって、65歳に達していること。

ii. 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって、70歳に達していること。

さらに

出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもってクラブ幹事に通告していること。このような場合、理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

3 欠席による会員身分の終結

a. 連続4回、ホーム・クラブの出席も、メーク・アップもしない場合。

b. 会計年度の前期又は後期の6ヶ月間にメーク・アップも含む出席率が60%（うち少く共その半分の30%はホー

ムクラブの出席が必要) 以下の場合。

c. 病欠などやむを得ない長期欠席で理事会の承認のない場合。

10 □ ータリーの会合

ロータリーにはクラブ内の諸会合のほか、R.I. 関係、地区関係の諸会合があります。(ロータリー用語参照)

1 クラブ関係

クラブ例会

クラブ理事会

クラブ委員会

クラブ協議会

クラブフォーラム

クラブ年次総会

家庭集会 (ロータリー用語 36 参照)

2 地区関係

都市連合会 (I.M.) 従来行われてきた (I.G.F.) との関連は都市連会 (ロータリー用語 37) を参照して下さい。

会長エレクト・研修セミナー

地区協議会 (ロータリー用語 34 参照)

地区大会 (ロータリー用語 2 参照)

3 国際ロータリー (R.I.) 関係

国際協議会

国際大会

規定審議会 (ロータリー用語 55 参照)

11 □ ータリーの行事

ロータリーは各奉仕活動を奨励するためそれぞれ推進月間を定め、其の強化を図っています。

1月 ロータリー理解推進月間

2月 世界理解月間; ロータリー創立記念日、世界理解と平和の日 (2月23日)

3月 ポリオ・プラス月間 (日本では1991年6月まで)

4月 ロータリー雑誌月間

8月 会員増強および拡大月間

9月 青少年活動月間

10月 職業奉仕月間

10月 米山月間

11月 ロータリー財団月間

12 □ ータリーの文献

ロータリーには各種文献があります。下記に示すものを含めて日本ロータリー文庫 (東京都、港区芝公園2-6-3 abc 会館7F) には多数の文献が整理されております。自由に閲覧出来ますので、御利用下さい。 TEL 03-3433-6456 です。

手続要覧

奉仕こそわがつとめ

ロータリアン必携

奉仕の冒険

ロータリー問答

ロータリーの友

ロータリー入門

ロータリーの理想と友愛

地区ガバナー月信

ザ・ロータリアン

R.I.・ニュース

平和への七つの道

情報抄録

各パストガバナーの著書

13 □

ロータリーの標語

ロータリーとは、基本的には、一つの人世哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいと言う感情との間に、つねに存在する矛盾を和らげようとするものであります。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものであります。(決議23—34より)

「超我の奉仕」 (Service Above Self)

「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」 (He Profits Most Who Serves Best)

この二つの標語は1950年のデトロイト大会で公式標語として採択され今日に至っております。

1989年(平成元年)1月の規定審議会に於て決議案として「超我の奉仕」をR.I.の第一標語とする事が採択されました。

14 □

ロータリー用語

目 次

1. 地区	29. クラブ役員
2. 地区大会	30. S.A.A.
3. 地区ガバナー	31. 委員会
4. ガバナー・ノミニニー	32. ロータリー情報委員会
5. ガバナー月信	33. 60%制
6. ガバナーの公式訪問	34. アッセンブリー
7. 分区代理	35. フォーラム
8. “The Rotarian”	36. 家庭集会
9. 公式名簿	37. 都市連合
10. バッジ	38. ホスト・クラブ
11. 徽章	39. スポンサー・クラブ
12. 標準クラブ定款	40. 仮ロータリー・クラブ
13. 推奨クラブ細則	41. チャーター・メンバー
14. 正会員	42. チャーター
15. シニア・アクティブ会員	43. チャーター・ナイト
16. アディショナル正会員	44. 月刊誌「ロータリーの友」
17. パスト・サービス会員	45. ロータリー奉仕四大部門
18. 名誉会員	46. インター・アクト・クラブ
19. ロータリアン	47. ローター・アクト・クラブ
20. 会費不払による会員身分終結	48. ロータリー財団
21. 例会欠席による会員身分終結	49. ロータリー財団奨学金制度
22. 欠席の補填	50. ロータリー米山記念奨学会
23. ビジター出席カード	51. G.S.E.
24. 出席報告	52. RYLA
25. 均衡のとれた会員構成	53. 決議23—34
26. 職業分類	54. 手続要覧
27. 職業分類表	55. 規定審議会
28. 会員推薦カード	56. 職業宣言

1. 地区 (District)

国際ロータリー運営の便宜上定められたクラブ群の所在する一定地域に与えられた名称であります。現在では全世界を約465に分けています。(日本は29の地区に分けられていますが1989年7月1日から30地区となります。)

2. 地区大会 (District Conference)

地区大会は各地区において毎年、国際大会又は地区協議会と時期を異にして、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の一致した意見の下に決定した時期と場所において開催されます。地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブ及び国際ロータリー全般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することにあります。

3. 地区ガバナー (District Governor)

ガバナーという名称はロータリーと同様日本語には訳さないで、原語のまま使用されています。

地区ガバナーは国際ロータリーの役員であって、R.I. 理事会の全般的監督の下に、自己の地区内のクラブを直接監督する任務をもっています。その上国際ロータリーの目的を推進し、新クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ相互及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を増進することを任務としています。

ガバナーは地区大会及び地区協議会を主宰し、地区内クラブを公式訪問します。任期は7月1日に始まり翌年の6月30日に終る1年であります。

4. ガバナー・ノミネー (Governor Nominee)

地区大会で次期ガバナーに指名され、国際大会でガバナーに選挙されるまでの期間の名称です。国際大会で正式にガバナーに選挙されて7月1日の任期の始まるまでの期間はガバナー・エレクト (Governor Elect) と称せられます。

5. ガバナー月信 (Governor's Monthly Letter)

所管地区の各クラブ会長及び幹事に対し毎月地区ガバナーから発信する親書的な公文書で、特に関心を求むべき重要事項が記載されています。(当地区では会員全員に配布されています。)

6. ガバナーの公式訪問 (Governor's Official Visit to Club)

地区ガバナーはその任期中地区内クラブを少なくとも1回は公式に訪問しなければなりません。訪問の際は充分な時間をかけてクラブ協議会を開き、そのクラブの実状を聞き、例会で適切な指導と助言を与える機会をもつようにすべきであるとされています。

7. 分区代理

地区内においてあらかじめ決定されている分区にある各クラブの管理責任者を援助するための非公式なガバナーの代理であります。分区内クラブの会長とガバナー間の連絡員でもありますが公式の権限はありません。分区内のクラブに年2～3回非公式に訪問します。分区内の都市連合会を計画準備する任務をもっています。

8. "The Rotarian" (ロータリアン誌)

R.I. から発行されている月刊雑誌 (英文)、アメリカ、カナダのロータリアンは購読を義務づけられているが、その他は購

読自由。

9. 公式名簿 (Official Directory)

毎年8月 R.I. 中央事務局において出版し各クラブに配布される公式名簿で、全加盟ロータリー・クラブの名称とその会長及び幹事の姓名並に住所、例会場及び例会の日時、R.I. 役員及び委員の姓名並に住所等が記載されています。

10. バッジ (Badge)

国際ロータリーのバッジは、ロータリアンの専用とロータリアンの利益のために、R.I. 理事会が制定し、且つこれを保護すべきものと規定しています。

11. 徽章 (The Emblem)

国際ロータリーの公式徽章は6本の輻と24の輪歯及び1つの楔穴のある歯車で、輪縁のくぼんだ所に“Rotary International”の文字があります。R.I. 理事会は、如何なる場合もこの徽章に何等の変更をも加えず使用するよう強調しています。なお一つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺及び黄金色のみで印刷することが出来ます。

ロータリーの徽章は免許された R.I. 及び R.I. の加盟クラブを除き、如何なる人、商社、又は企業体の商業用名刺又は商業用便箋等に印刷し又は使用してはならないし、又徽章はその商標として如何なる人、商社又は企業体によって使用されてはならないことになっています。

12. 標準クラブ定款 (Standard Club Constitution)

国際大会の決議により1922年6月6日以降加盟したクラブは

すべて標準クラブ定款を採用することが義務づけられています。そして標準クラブ定款を改正するためには国際大会の決定が必要であり、この改正があれば自動的に各クラブの定款も改正されたこととなります。

13. 推奨クラブ細則 (Recommended Club BY-Laws)

R.I. 理事会は推奨クラブ細則を決め、各クラブ細則がこれに準拠することを奨めています。しかしクラブ細則は、クラブ定款、国際ロータリー定款及び細則に矛盾しない限り各クラブの実状に適合するように変更することができます。従ってクラブ細則の決定及び改正はクラブ総会の議決によって行われます。但し (R.I.) の承認が必要であります。

14. 正会員 (Active Member)

職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、R.I. 定款及び細則に定められた会員としての総ての義務、責任及び特典を有するクラブの会員。

15. シニア・アクティブ会員 (Senior Active Member)

本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各種に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的に且つ直ちにシニア・アクティブ会員となります。

- 1) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- 2) 現在60才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。

- 3) 現在65才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- 4) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはその役員であった者。

16. アディショナル正会員 (Additional Active Member)

本クラブの正会員の承諾を条件として同じ職業分類に該当する者で会員として選挙された者。但し1名に限られます。
アディショナル正会員を推薦する事が出来ないことを除いてすべて正会員と同じであります。

17. パスト・サービス会員 (Past Service Member)

職務生活から引退したために、正会員の資格が終結した元会員で、通算3年以上何れかのロータリー・クラブの正会員であり且つ55才以上の者はパスト・サービス会員に選挙されることができます。但し職務生活からの引退が、ロータリー会員で無くなった後は選挙できません。パスト・サービス会員は職業分類を代表するものでないこと、シニア・アクティブ会員になれないこと、アディショナル正会員を推薦する権利のないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典及び責任をもっています。

18. 名誉会員 (Honorary Member)

クラブの区域内に居住し又は居住したことのある成年男子であって、ロータリーの奉仕の理想推進にその地又は他の地において、著しい貢献をしたものは本クラブの名誉会員に選ばれることができます。

名誉会員は入会金、及び年会費を免ぜられるが、投票権は有せず、クラブの役員になることができません。又クラブの財産に

についての何らの権利を有せず、且つ職業分類を代表しません。但し総ての会合に出席する資格を有し、且つクラブにおける他の総ての特典を受けられます。

19. ロータリアン (Rotarian)

国際ロータリーに加盟しているロータリー・クラブの会員のこととあります。

20. 会費不払による会員身分終結

会費納入期日後30日を経過しても会費を納入しない時は、幹事は文書を以って催告し、催告後なお10日を経ても納入しない時は会員の身分は終結します。

(クラブ定款第10条第4節)

21. 例会欠席による会員身分終結

正当な理由なくして連続4回引続き例会を欠席し、その補填のためのメイクアップもしない時、及び毎半期間を通じ60%以上の出席率がなければ会員の身分は終結します。

(クラブ定款第7条第1節)

22. 欠席の補填 (Make up Attendance)

(1) 所属クラブ例会に欠席した場合、その例会当日から7日間に他のクラブ例会、又は仮クラブ例会に出席した場合、欠席を補填されます。

(2) クラブ定款第7条第1節(ⅲ)に明示されているように国際大会、国際協議会、地区大会、地区協議会に出席した場合も欠席が補填されます。

23. ビジター出席カード (Visiting Rotarian Report Card)

他クラブからの来訪ロータリアンの出席をその所属クラブに通知し、有効出席を確認するため、クラブ幹事が署名するカード。

24. 出席報告 (Attendance Report)

国際ロータリーの細則に基づき、各クラブがその例会における出席につき毎月地区ガバナーに提出すべき報告。さらにその一覧表の写をガバナーは R.I. 事務総長に送付します。

25. 均衡のとれた会員構成 (Balanced Membership)

何れの事業又は専門的職務にも片寄らない、よく均衡のとれた会員構成。

26. 職業分類 (Classification)

クラブから正会員に貸与されるものである。地域社会に貢献されるものである。地域社会に貢献する独立、且つ明確な事業又は専門的職務活動、又は施設活動を表示する業務に関する分類。

27. 職業分類表 (Classification List)

職業分類のすべてを含む一覧表、クラブで既に充填されているもの、未充填のものを区別したもの。

28. 会員推薦カード (Membership Proposal Card)

クラブ会員がクラブに会員を推薦するとき用いるカード。

29. クラブの役員 (Club Officers)

会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計及び S.A.A. をいう。

30. S.A.A. (会場監督 Sergeant-at-Arms)

ロータリーの総ての公式会合に置かれている。議院制度の役員からとったもので、時間の励行、秩序の維持、和やかな雰囲気をつくり出す事が主なる任務であります。

31. 委員会 (Committee)

委員会は大別すると R.I. に属するもの、地区に属するもの、クラブに属するもの 3 種類があり、各種別の委員会があってロータリー活動を行なっています。

すべてのロータリアンは必ずクラブの何れかの委員となることになっています。

32. ロータリー情報委員会 (Rotary Information Committee)

(1) 入会候補者にロータリークラブの会員としての特典及びその義務を詳細に説明します。

(2) 会員、特に新入会員にその特典並びに責任に関して適確なる理解を与えます。

(3) 会員にロータリーの歴史、綱領、原則、及び活動についての知識を与えます。

(4) 会員に国際ロータリー管理運営に関する知識を与えます。以上を計画し、実施する委員会であります。

33. 60% パーセント制 (Sixty Percent Rules)

ロータリーでは多くの場合 60% 制に則ることになっています。例えば会員は 6 ヶ月に最低 60% 以上例会に出席しないと会員資格を失うことになっているし、又クラブ例会への出席は所定時間の少なくとも 60% 出席しないと、出席と見做されません。又会員選考にあたっては、その貸与された職業分類の活動に、

その人の職業活動が少なくとも60%を傾注しているかどうか
が基準となる、等であります。

34. アッセンブリー (Assembly) — 協議会 —

アッセンブリーは協議会と訳され、通常その役員や委員等がそ
の計画や活動について協議する会合で、次の3つがあります。

(1) 国際協議会 (International Assembly)

通常毎年の国際大会直前に開催され、次期地区ガバナーに次年
度の活動計画を指示し、且つロータリー運営に関する教育を行
い、出席者相互の親睦をはかる機会としています。参加を要請
される者は、R.I.の会長、副会長、理事、次年度会長、次年度
理事、事務総長、財務長、次年度地区ガバナー、R.I.の各種委
員長及びR.I.理事会が必要と認めた者となっています。

(2) 地区協議会 (District Assembly)

毎年4月乃至6月に開催されロータリーの教育及び知識を提供
し、且つ地区活動の調整をする目的で各地区内全クラブの次年
度会長及び幹事、次年度地区ガバナー並びにR.I.理事会が指
定するその他の者が出席します。

(3) クラブ協議会 (Club Assembly)

クラブの運営及び活動について協議するためクラブ役員、理事
及び各委員長の集まる会合で、通常年度の始まる前、地区ガバ
ナーの公式訪問の際を含め年6回開催が望まれています。

35. フォーラム (Forum) — 討論会 —

フォーラムという言葉はラテン語から来たもので、古代ローマ
で一般市民の集まる広場のことで、公会所、裁判所、法廷の意
味に使用されたが、ロータリーでは、ロータリーの諸問題を検

討するため、参加者に役職上の制限などせず、誰でも全く自由
な討論のできる会合という意味に使われ、討論会と訳されてい
ます。

クラブ・フォーラム (Club Forum) は
そのクラブ内でクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の
四大奉仕部門毎に行う討論会であります。

36. 家庭集会

従来の Firesidemeeting (炉辺会合) が Informal Meeting ま
たは Informal Discussion Meeting に変わって以来、「座談
会」と訳してきましたが、R.I.は今年度より、その訳語を『家
庭集会』にあらためました。(R.I.ニュース1989年8～9月号)

37. 都市連合会 — I.M. (Intercity Meeting)

区分内の数クラブが連合してロータリー情報及びロータリーの
プログラムについて意見の交換を行い、合わせてクラブ間の交
換を図るものであります。従来の討論を目的とした I.G.F.
(Intercity General Forum) は手続き要覧からはずされ、情
報と親睦の両面を図る I.M. に改められたものと考えられます。

38. ホスト・クラブ (Host Club)

諸種の集会を催す場合、その集会のお世話をする地元クラブの
こと。例えば国際大会のホストクラブ、地区大会のホスト・ク
ラブ等であります。

39. スポンサー・クラブ (Sponsor Club)

新クラブの創立に際して助力し、創立後も国際ロータリーの一
員として速やかに成長するよう指導の責任を引受けたクラブ。

40. 仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club)
25名以上の創立会員によって国際ロータリー加盟の正式申込がなされ、R.I.事務局にて受領せられ且つ確認されたときは、加盟承認に致るまで仮ロータリー・クラブと言います。
41. チャーター・メンバー (Charter Member) — 創立会員 —
ロータリー・クラブの創立会員、即ち国際ロータリー加盟申請の際会員として登録された人。
42. チャーター (Charter) — 加盟認証状 —
仮ロータリー・クラブとして設立されたクラブが、国際ロータリーに加盟を承認された場合、そのクラブに与えられる加盟認証状。
43. チャーター・ナイト (Charter Night)
国際ロータリーから加盟認証状が与えられた場合、新設ロータリー・クラブが催す認証状伝達式。
44. 月刊誌「ロータリーの友」
1952年6月までは日本のロータリー・クラブは全国1地区のガバナーの下に全国的な連絡が取られていましたが、同年7月から2地区に分割され（その後はさらに細かく分割されました）全国的な見通しが出来なくなったので、共通の雑誌を作ることになり翌年1月から発刊されました。現在 R.I. の Regional Magazine として公認されています。
45. ロータリー奉仕の四大部門 (Four Avenues of Rotary Service)

クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕及び国際奉仕を指す用語。

46. インターアクト・クラブ (Interact Club)
ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成し且つ之を後援する場合の計画の一つとしてインターアクト・クラブがあります。
インターアクト・クラブは大学水準の学校へ進学直前の14才から18才の高校在学中の男子のみ又は男女の（この場合男が過半数以上であること）青少年により組織されます。そのクラブは奉仕と国際理解に貢献する世界的友好関係において、相共に働く機会を若者に与える目的のために組織されます。
47. ローターアクト・クラブ (Rotaract Club)
1968年創められた地域社会の青年のための奉仕組織であります。会員は善良な性格と指導者の素質をもつ青年の集団で、男子のみか又は男女（但し男子が過半数以上であること）のいずれでも良く、年齢18才乃至29才の者で提唱クラブの区域内に居住、就職又は勉学中の者に限られますが、大学生のみにも良い。その目的は、その会員にあらゆる職業上の高い道徳的基準を受入れ、尊重することを奨励し、地域社会への奉仕を通じて指導力と市民としての責任感を育成し、かつ国際間の理解と平和とを促進することにあります。
48. ロータリー財団 (Rotary Foundation)
ロータリー財団は1928年に設立されたもので、ロータリアン及びその他よりの贈与、金銭或いは財産の遺贈あるいはそれより生ずる収入等をその資金に当てています。その資金は R.I. の目的及びロータリーの綱領の推進或は R.I. 理事会の承認する

博愛、慈善、教育及び救済の目的のために支出できるようになっています。

財団の目的は、国際的理解のためのロータリー財団奨学金制度の増強、異国民間のよりよき理解と友好関係の助長及び戦争又は災害によって被害を受けたロータリアン及びその家族に対する援助などであります。

49. ロータリー財団奨学金制度 (Rotary Foundation Fellowship)

1946年ロータリー財団基金使途の第一目的として定められた奨学金制度で、国際間の理解を深めるため、一定の資格ある男女大学生並に大学卒業生に給費、自国以外の国に1年間滞在せしめてその目的を達成せしめようという制度であります。

50. ロータリー米山記念奨学会

日本のロータリーの創始者故米山梅吉氏の功績を称え、1953年東京R.C.によりつくられたもので、その後全日本R.C.の協賛を得て今日に至っています。主として東アジア地域のロータリー所在国から滞日中の男女の留学生に対し奨学金を支給します。期限は2ケ年以内であります。1989年から1991年までの3年間以前ロータリー・クラブのあった20ケ国もその対象とする事が決定されています。

51. 研究グループ交換 G.S.E. (Group Study Exchange)

優秀な青年事業家並びに専門的職業人による研究グループを交換するプログラムで、25才～35才の十分資格ある6名で構成され地区ガバナーの代理が加わります。期間は1ヶ月、その翌年相手地区グループを受け入れることとなります。

その目的は十分計画準備された研究討論に参加し、他の国とそ

の国民並びに諸施設を研究する機会を与えること。善意の人々が友好的に出会い、語り合い、生活を共にして、相互の問題を理解し、永続した友情へ成熟させて国際理解を増進すること等であります。

52. ロータリー青年指導者養成プログラムRYLA (Rotary Youth Leadership Awards)

目標は；

1. ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを一層明らかにすること；
2. 選考した青少年指導およびその素質のある人に実施訓練を体験させ、責任ある、効果的な自発性に富む指導方法を身につけるよう激励、援助すること；
3. 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励すること；
4. 青少年指導者として地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること。

であります。

53. 決議 23—34

社会奉仕活動に対するロータリーの方針として1923年セントルイス大会で決議されたものであります。

その前文には

「ロータリーにおいての社会奉仕とはロータリアンのすべてが、その個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用する事を奨励、育成することである。」と示しています。

54. 手続要覧

国際ロータリーに関する基本的事項を解説した方針や手続に関する参考書であります。本書は、国際ロータリー加盟全クラブの実際の経験に基づいたもので、3年ごとに開かれる規定審議会後に改訂されます。

55. 規定審議会

R.I.の主要規定であるR.I.定款・細則、標準クラブ定款の規則改訂の機関で3年に1回、その年の国際大会の120日以前に行なわれます。審議は主要規定にかかわる制定案、主要規定には影響は無いがR.I.の重要な方針とか手続きを設定または廃止したり、または意見を表明する決議案について行なわれます。地区からは1名代表として代表議員が出席し各案件につき投票をいたします。1989年はその年であり1月シンガポールで行なわれました。

56. 職業宣言

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道德規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的規準を推進すべく全力を尽くせ。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と

敬意を表すべきことを知れ。

- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与えることなかれ。

ロータリー関係 連絡先

ロータリー文庫	☎ 03-3433-6456
ロータリーの友	03-3436-6651
国際ロータリー日本支局	03-3355-5391
第278地区 ガバナー事務所	0467-46-1701

発刊にあたって

新生第278地区として初めて新会員用のロータリー手引きとして『ようこそ ロータリーへ』を発刊することといたしました。

国際ロータリー規定審議会で昨年度改訂された新しい考え方も盛り込みました。この小冊子が正しくロータリーを理解することに役立つならば幸いに思います。

平成2年11月

1990～1991年度国際ロータリー第278地区

ガバナー	古館 誠	担当パストガバナー	細谷 実
地区幹事	中田 良司	担当地区副幹事	大坪 龍雄

1990～1991年度国際ロータリー 第278地区ロータリー情報委員会

委員長	肥川 治一郎	(湯河原南)
副委員長	土橋 亘	(大和田園)
委員	河村 又次郎	(鎌倉)
委員	清水 運平	(平塚)
委員	加藤 克治	(茅ヶ崎湘南)
委員	五十嵐 武美	(横須賀南西)
委員	熊山 芳男	(藤沢北西)

